

松戸市放課後児童クラブ第三者評価業務委託仕様書

- 1 業務名称 松戸市放課後児童クラブ第三者評価業務委託
- 2 業務期間 契約日から令和5年2月28日まで
- 3 対象施設
 - (1)中部放課後児童クラブ 松戸市松戸2062
 - (2)東部放課後児童クラブ 松戸市高塚新田382-1
 - (3)矢切放課後児童クラブ 松戸市中矢切540
 - (4)馬橋放課後児童クラブ 松戸市西馬橋1丁目12-1
 - (5)上本郷放課後児童クラブ 松戸市上本郷3620
 - (6)小金北放課後児童クラブ 松戸市殿平賀270
 - (7)古ヶ崎放課後児童クラブ 松戸市古ヶ崎4丁目3620-1
 - (8)六実放課後児童クラブ 松戸市六高台4丁目131
 - (9)河原塚放課後児童クラブ 松戸市河原塚47-1
 - (10)牧野原放課後児童クラブ 松戸市牧の原435-1
 - (11)貝の花放課後児童クラブ 松戸市小金原8丁目10
 - (12)殿平賀放課後児童クラブ 松戸市殿平賀339-1
 - (13)横須賀放課後児童クラブ 松戸市新松戸北2丁目13-1
 - (14)上本郷第二放課後児童クラブ 松戸市上本郷2677

4 事業目的

市内全45校の小学校において設置されている放課後児童クラブ(以下「クラブ」という。)について、厚生労働省が定める「放課後児童クラブ運営指針」(平成27年3月31日雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知)に基づいた運営がなされているか第三者評価機関により確認することで、クラブ運営の質の確保及び向上を図ることを目的とし実施する。

5 業務内容

対象施設における第三者評価の実施について、評価基準は、「放課後児童健全育成事業における第三者評価基準ガイドラインについて」(令和3年3月29日付子発0329第8号・社援発0329第36号厚生労働省子ども家庭局長・厚生労働省社会・援護局長通知)による「放課後児童クラブ第三者評価基準ガイドライン」に基づき以下の業務を行うこと。

- (1) 評価実施に係る対象施設への以下項目の説明及び各種事前調整
 - ア 評価の目的、趣旨
 - イ 評価全体の流れ(スケジュール調整含む)
 - ウ 評価基準の概要

- エ 自己評価の実施方法（評価方法、提出期限等）
 - オ 利用者（児童・保護者）調査の実施方法（対象者の選定）
 - カ 訪問調査の流れ（スケジュール調整含む）
 - キ 訪問調査の実施方法（時間、場所、人数等）
 - ク 訪問する評価調査員の氏名、評価実績などのプロフィール
 - ケ 事前提出資料の確認（必要な資料の内容、提出期限等）
 - コ 当日の確認資料の確認
 - サ 評価結果の通知方法
 - シ 守秘義務及び個人情報保護の取扱い
- (2) 対象施設による自己評価及び回収
 - (3) 利用者調査（アンケート調査）の実施及び回収
 - (4) 利用者調査表の内容確認、集計分析・自己評価の集計分析
 - (5) 訪問調査の調整及び実施
 - (6) 評価結果の分析（各施設毎及び全体）及び報告（本市、対象施設への書面による報告及び説明）
 - (7) 評価結果の公表及び千葉県への報告
 - (8) その他この業務に関して必要な事業

6 評価実施期間 契約日から令和5年1月31日まで

7 実施体制

- (1) 本業務の実施にあたり、担当職員を配置し、評価調査の実施にあたっては「千葉県福祉サービス第三者評価・情報公表事業実施要綱」及び「千葉県福祉サービス第三者評価機関認証要綱（以下「認証要綱」という。）」に基づいて実施すること。
- (2) 評価調査員については、千葉県が「認証要綱」で定めた資格基準を満たし、「千葉県福祉サービス第三者評価調査員研修事業実施要綱」に基づく研修を修了した評価調査者を配置すること。また訪問調査の実施の際は、組織運営管理部門及び福祉サービス部門各1名以上、合計2名以上の評価調査員を配置すること。

8 個人情報等取り扱い

- (1) 個人情報保護
本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年条例第10号）の趣旨を尊重し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めること。
- (2) 守秘義務
本業務を実施にあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の

利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

9 支払態様

委託料の支払いは業務完了後の一括支払いとする。

10 その他

- (1) 仕様書及び説明資料等に記載のない事項については、本市と協議の上決定するものとする。
- (2) 本仕様書に含まれていない事項であっても、本業務の目的達成のために必要と認められる場合は、本市及び受託者との協議により、業務に追加することがある。